

暫定目標の見直し期間について（案）

～目標年次（達成期間）の考え方の変更について～

1. 暫定目標の目標年次（達成期間）の考え方の変更（新たな考え方の追加）

これまで、5年後を暫定目標の目標年次と定め、概ね5年毎に暫定目標の見直しを行ってきたが、**今後は、目標年次は定めず「当面の間」とすることも選択できるように変更**

※取扱いを変更することに関しては、都道府県宛通知等により周知

(1) 背景等

汚濁負荷削減対策が一定程度以上に進んだ流域では、5年程度の期間では汚濁負荷の減少の程度が僅かであり、明瞭な水質改善効果が発現していない場合もある。令和3年度に行った令和4年度見直し対象水域（渡良瀬貯水池、荒川貯水池）の関係自治体ヒアリングにおいても、頻繁な見直しでは効果が出る前に目標が見直されてしまうため、運用しにくいといった意見が出されている。

このような背景を踏まえ、現在見込み得る施策による水質の改善見通し等を勘案し、実現可能な範囲で、年限を定めない当面の目標水準とする水質を暫定目標として定めることとしてはどうかという考え方である。

【参考】国指定人工湖沼における暫定目標の設定経緯（暫定目標が付されている5水域）

水域名 (類型)		貯水池水質75%値(mg/L)	環境基準値	暫定目標の設定経緯		
				H25	H30	R4(案) [※]
渡良瀬貯水池 (AⅢ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	7.4	5.5	5.2
	T-N	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.4	1.3	1.0	0.93
	T-P	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.030	0.078	0.078	0.065
荒川貯水池 (AⅢ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	3.7	3.7	3.7
	T-N	貯水池水質年平均値(mg/L)	—	—	—	—
	T-P	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.030	—	—	—

※R4は設定手法(予測手法)を見直し

水域名 (類型)		貯水池水質75%値(mg/L)	環境基準値	暫定目標の設定経緯			
				H13.3	H22.6	H27.12	R3.3
相模ダム貯水池 (AⅡ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	河川 類型	—	—	—
	T-N	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.2		1.4	1.2	1.0
	T-P	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.010		0.085	0.080	0.080
城山ダム貯水池 (AⅡ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	—	—	—	
	T-N	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.2	1.4	1.1	1.0	
	T-P	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.010	0.048	0.042	0.042	
土師ダム貯水池 (AⅡ類型)	COD	貯水池水質75%値(mg/L)	3.0	—	—	—	
	T-N	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.2	0.43	0.43	0.43	
	T-P	貯水池水質年平均値(mg/L)	0.010	0.020	0.018	0.018	

- ・ 目標の見直し幅が小幅であったり、従来の暫定目標を踏襲することが比較的多くなっている。
- ・ また、設定されている暫定目標の多くは、環境基準を大きく上回る水準となっている。（つまり現況水質も環境基準を大きく上回っている）
- ・ 現行のルールでは、今後も5年毎に機械的に暫定目標を更新し続けていくこととなるため、効率的・効果的なルール運用の視点からは、課題がある。

(2) 現行の法令・通知等での取扱い

類型指定・見直しに係る告示・通知等の記載からは、現行のままでも上記取扱い（達成期間を当面の間とする）を選択し得る。

■水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて、S60.6.12, 環水管 126 号（環境庁水質保全局長から各都道府県知事あて）抜粋

第1 達成期間の区分及び留意事項

1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

2 湖沼について、1 に掲げる達成期間の区分により難しく、段階的に水質改善を図る必要がある場合には、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とすることができるものとする。これを適用する場合において、暫定目標については、現在見込み得る施策による水質汚濁の改善見通し等を十分勘案して定めるものとし、**おおむね 5 年ごとに必要な見直しを行うものとする。**

なお、当該暫定目標の見直しについては、あらかじめ当職まで通知されたい。

ただし、「当面の間」を適用する場合には、対象水域の水質管理・監視が適切に行われるよう、「おおむね 5 年ごとに必要な見直し」の内容について、明確にしておく必要がある。

(3) 渡良瀬貯水池、荒川貯水池での取扱いについて

今回の渡良瀬貯水池、荒川貯水池での暫定目標を見直しにあたっては、目標年次は従来同様に概ね 5 年後の令和 9 年度とすることとしている。

これらの 2 水域への「当面の間」の考え方の適用については、次回見直し時に検討する。

【参考】“当面の間”について

「当面の間」という用語の行政上の取扱いについては、下記参考例①～③に示すような状況であり、基本的には、「その規定等が改正または廃止されるまでの間」として扱われている。

したがって、今回の暫定目標の取扱いに当てはめた場合には、定めた暫定目標が見直されるか、もしくは、環境基準の達成により廃止されるまでの間、その暫定目標は有効ということになる。

■参考例①：『法令読解の基礎知識』（元参議院法制局部長）

「当分の間」という用語は、日常では、「しばらくの間」、「さしあたり」といった意味で使われます。

ただし、法令において「当分の間」という用語が使われているときは、その法令(の規定)が改正又は廃止されない限り半永久的に有効なものと扱われます。「当分の間」という用語は、その法令上の措置が暫定的なものであって、将来においてそれが変更又は廃止されることが予想されることを示したに過ぎません。

■参考例②：公用文作成の考え方（建議）－付「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」解説－

Ⅱ－５ 紛らわしい言葉の扱い

「一定の期間を見通すことができないような場合もある。その際には「当分の間」「当面」などを用いる」

■参考例③霞ヶ浦（北浦、常陸利根川を含む）における環境基準の全窒素・全りんの種類指定について（昭和 61 年 3 月）

- ・ 霞ヶ浦の全窒素・全りに係る環境基準の種類指定は、利用目的の適応性の面ではⅢ類型になるが、指定は「Ⅲ類型（※）」となっている。
※湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする（当面Ⅳ類型）
- ・ 指定当時の文書においては、『「霞ヶ浦の全窒素、全りに係る環境基準」の該当種類の欄の「Ⅲ（※）」に係る欄外の説明書き「（※）については、湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。」は「当面、環境基準は類型Ⅳである。」と解釈する。』とされている。
- ・ その後、霞ヶ浦の水質管理は、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に基づく指定湖沼に指定されて以来、湖沼水質保全計画に基づく管理に移行しているが、「当面Ⅳ類型」の規定は、現行も継続している。

2. 「概ね 5 年毎に必要な見直し」の取扱いについて（案）

暫定目標の目標年次について、**従来からの概ね 5 年毎の暫定目標の見直しに代えて、「当面の間」を選択した場合**においても、**対象水域の水質管理・監視が適切に行われるようにしておく必要がある。**

そこで、「当面の間」を選択した場合においても、**従来同様に対象水域の水質の現状や流域の負荷の状況、水質保全対策の実施状況などの整理・検証**を行うとともに、検証結果を踏まえ、暫定目標の見直しも含めて必要な措置をとるものとする。

(1) 整理・検証項目

従来から暫定目標の見直しに際して整理してきた下記項目に準じ、対象水域の水質の現状や将来見通しを検証するにあたって必要となる情報について整理・検証する。

【参考】

■国指定水域における従来からの整理・検証項目

- | | |
|---------------|---------------------|
| ○貯水池、水域等の概要 | ○水質保全対策の実施状況（流域、水域） |
| ○水質の状況 | ○水質汚濁負荷量（現況、将来） |
| ○水利用、貯水池運用の状況 | ○その他必要な項目 |

■検証にあたっての留意点等

- ・ 大きな変化（流域の人口、土地利用、事業所、気象・水文 等）が生じている場合は、水質変化等に注視する。
- ・ 流域の状況等に生じている変化と水域の水質状況が対応していない場合（例えば、算定した汚濁負荷量が減少しているにもかかわらず水質が改善していない場合など）等においては、丁寧にその要因を分析・検証するとともに、必要な措置について検討する。

※都道府県宛通知等の発出にあたっては、上記留意点等を参考として示すことで、適切な水質管理・監視が行われるよう努める。

(2) 検証結果を踏まえた見直しの視点

上記の整理・検証結果に基づいて、対象水域の水質の現状（水質形成機構）や将来見通しの検証を行い、暫定目標の見直しも含めて、必要な措置をとる。

1) 暫定目標を廃止するケース（環境基準の達成）

現況水質が環境基準を安定的に達成し、かつ、今後も達成が見込める（将来の流域の負荷量の見込み等より判断）場合

※あわせて達成期間の見直し（「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める⇒「イ」：「直ちに達成」）を行う

2) 暫定目標を見直すケース（より厳しい目標値への見直し）

現況水質が、設定している暫定目標を達成し、かつ、今後も達成が見込める場合

3) 暫定目標を見直すケース（水質や流域の現況を踏まえた見直し等）

上記 1) 2) の他、流域・水域の状況や利用状況の変化、新たな科学的知見等により、暫定目標の見直しが必要と判断される場合

※例えば、水質悪化により、現行の暫定目標の達成が困難となっている水域の目標値見直し（緩和）の検討等も含む。

4) その他のケース

上記の 1)～3) に当てはまらない場合は、原則として暫定目標の見直しは行わない。検証結果を踏まえ、必要に応じて次回検証に向けた課題設定等を行う。